

第 1 号

6月11日（火）

平成25年第2回氷川町議会定例会会議録（第1号）

平成25年6月11日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
 - 報告第 1号 平成24年度氷川町繰越明許費繰越計算書について
 - 報告第 2号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 7 議案第31号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第32号 氷川町長等の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第33号 氷川町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第34号 平成25年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第35号 平成25年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第36号 平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第37号 工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第38号 工事請負契約の締結について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 三 浦 賢 治

2番 田 中 照 男

3番 江 寄 悟
6番 上 田 俊 孝
10番 吉 川 義 雄
12番 片 山 裕 治
14番 永 田 義 昭

5番 松 田 達 之
7番 上 田 健 一
11番 有 田 芳 人
13番 坂 本 悦 男
15番 笠 原 良 一

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 陳 野 信 次 書 記 河 野 香 織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	教 育 長	廣 瀬 龜
総務課長	河 崎 澄 男	企画財政課長	平 逸 郎
税務課長	野 田 俊 明	町民環境課長	中 島 正
健康福祉課長	山 下 剛	農業振興課長	稲 田 和 也
農地整備課長	河 野 正 利	建設下水道課長	森 田 寿 也
総務振興課長	西 尾 正 剛	商工観光課長	前 田 昭 雄
会計管理者	濤 岡 美 智 代	学校教育課長	今 田 辰 彦
生涯学習課長	木 本 栄 一	農業委員会事務局長	草 野 信 一
代表監査委員	遠 山 正 敬		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 皆さん、おはようございます。ただいまから平成25年第2回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（笠原良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、14番、永田議員、1番、三浦議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（笠原良一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの4日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月14日までの4日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（笠原良一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回受理した請願・陳情等は、お手元にお配りしました請願・陳情等一覧表のとおりです。

3番の「核廃絶・平和行政に関する要請」から5番の「違法な臓器生体移植を禁ずることを求める陳情書」までの3件は、資料を配付します。

6番の「年金2.5%削減法を廃止する意見書採択に関する請願書」は、会議規則第91条の規定により請願書の写しを配付し、本会議に付します。

次に、例月出納現金検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、2月19日に開催されました、熊本県町村議会議長会第63回定期総会で議決されました、各郡提出の要望事項の要望実行運動が、4月23日に県当局、県議会並びに自民党県連に対して行われ、議長が出席しましたので報告します。

次に、5月16日に、熊本県町村議会議長会議長研修会及び理事会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、5月28日から29日までの2日間、第38回町村議会議長・副議長研修会が東京で開催され、正副議長が出席しましたので報告します。

次に、6月4日に、熊本県町村議会議長会臨時総会及び臨時理事会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（笠原良一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありました。これを許します。

報告第1号、平成24年度氷川町繰越明許費繰越計算書について、報告をお願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 報告第1号、平成24年度氷川町繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成24年度繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおりご報告します。

1枚開けていただきまして、6件ございます。

第25款、農林水産業費、農業体質強化基盤整備促進事業3億8,822万円、農業水利施設保全合理化事業3,000万円、農業基盤整備促進事業700万円につきましては国の補正予算によるもので、事業執行期間がないために繰り越すものです。第35款、土木費、町道吉本本山線改良事業の2億4,550万8,000円につきましては、スマートインターアクセス道路整備でございますが、関係機関との調整の遅れにより、24年度内完了が見込めず繰り越すものです。町道早尾油谷線他舗装修繕事業6,507万9,000円は国の補正予算によるもので、事業執行期間がないために繰り越すものです。第45款、教育費、竜北中体育館耐震補強・大規模改造事業2億4,446万9,000円は国の補正予算によるもので、事業執行期間がないために繰り越すものです。

6件で、繰越額が9億8,027万6,000円でありまして、財源内訳は国・県支出金6億2,005万3,000円、地方債が2億6,030万円、その他3,540万円、一般財源6,452万3,000円であります。

以上で、報告第1号を終わります。

○議長（笠原良一君） 報告第2号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告につ

いて、報告を願います。

農業振興課長。

○農業振興課長（稲田和也君） 報告第2号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成24年度有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況について、別紙のとおり報告いたします。

氷川町竜北物産館を取り巻く社会環境は、近年、宇城彩館や鏡町のJA物産館を含む地域間の競争が激化し、その影響が顕著で、昨年と比べ販売額、お客数とも若干減少しています。平成23年3月にオープンしました氷川のしずくにおきましては、業績は依然厳しい状況ですが、お客様数は前年度より確実に増えています。加工センターはギフト販売、販路開拓等で販売額は増収しています。今後、氷川町の季節ごとの高品質の特産物の品ぞろえ等で他店との差別化を図り、販売力の強化に努めてまいります。氷川のしずくについては、客数は伸びておりますので、販売につながる商品数を増やし、青果物販売等でさらなる営業努力を続けたいと思います。全体的には販売額の減少となりましたが、販売経費の削減など24年度についても利益を出しております。

まず、1ページの営業実績推移表をご覧ください。右から3列目の欄の下から3段目になりますが、平成24年度の物産館の販売額合計は5億7,959万3,000円で、前年度対比94.8%と減少しております。また、開業した平成14年度からの販売高累計では57億3,500万円となっております。

次に、2ページの営業実績推移表をご覧ください。右から3つ目の欄の上から2段目になりますが、平成24年度の氷川のしずくの販売額合計は2,808万8,000円となっております。また、右から3つ目の欄の下から3段目になりますが、平成24年度の加工センターの販売額合計は2,759万4,000円で、前年度対比148.5%となっております。

次に、3ページのレジ通過数、いわゆるお客様の客数は、右から3つ目の欄の下から3段目になりますが、物産館合計45万2,818人で、前年対比96.6%となっております。平成14年度からの物産館のお客数累計は478万3,688人で、氷川町の顔としてイメージアップによる宣伝効果のみならず地域経済の活性化に貢献しているところです。

また、4ページの右から3つ目の欄の上から2段目になりますが、氷川のしずく2万4,749人で、前年対比116%となっており、新幹線アンテナショップとして全国に氷川町の特産品や加工品のPRに貢献しております。

次に、会社経営の決算としましては、8ページの損益計算書をお開きください。

右側の1番上の数字が売上高合計になりますが、2億6,382万8,603円に対して、在庫や経費を引いたものが上から5段目の営業利益金額155万806円になります。この額に営業内外の収益や費用を加えたものが下から4段目の経常利益金額279万6,160円になります。この額に法人税等を差し引いて当期純利益金額は204万6,752円となっております。

次に、7ページの貸借対照表の右下の純資産の部をご覧ください。前期までの繰越利益から当期利益204万6,752円を加えまして、下から7段目の数字になりますが、利益余剰金は2,345万5,973円となっており、よって現金としては資本金と合わせ4,495万5,973円を保有しております。

最後に、5ページをご覧ください。これは決算を簡単にまとめたものです。この表は、売り上げと販売管理費を項目別に詳細に計上しております。これによりますと、第12期においては前年と比較して売り上げの外販で1,420万減、加工センター770万増、受託管理費1,948万円の減であり、売り上げ全体で3,112万円の減額でした。また、給料・手当709万円減、支払手数料326万円増、賃借料336万円の減額など販売費合計でも2,033万円の減額でした。当期利益として204万7,000円の黒字となっております。

以上、平成24年度有限会社氷川町まちづくり振興会の営業状況報告に代えさせていただきます。

○議長（笠原良一君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 7 議案第31号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第32号 氷川町長等の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第33号 氷川町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第34号 平成25年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第35号 平成25年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第36号 平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第37号 工事請負契約の締結について

日程第14 議案第38号 工事請負契約の締結について

○議長（笠原良一君） 日程第5、承認第2号から、日程第14、議案第38号までを一括議題とします。町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（藤本一臣君） 皆様、おはようございます。さわやかな初夏の季節を迎えておりますけれども、議員各位には日々ご健勝にてご活躍のこととお慶びを申し上げます。

九州北部地方は平年より9日早く、5月の27日に梅雨入りをいたしました。現在のところ雨量も少なく、氷川ダムの貯水率も今朝の数値では57.86%まで低下をいたしております。既に渇水調整を開始したところでもあります。田植えの時期を迎え、農業用水及び生活水の確保に向けて若干の不安を持っているところでありまして、住民の皆様方にも広報等により節水をお願いをしたいというふうを考えているところであります。台風3号が北上中でありまして、災害が起きるような大雨は困りますが、適量の雨が降ってくれることを願っているところであります。

本日は、平成25年第2回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、皆様方には公私ともに大変お忙しい中におくり合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより町政運営にあたりまして格段のご協力、ご支援をいただいております。心より感謝とお礼を申し上げます。

平成25年度がスタートいたしまして早2カ月が経過をいたしました。5月の11日には、献穀事業の清祓祭及び播種祭を開催をいたしました。皆様方にもご臨席を賜ったところであります。来たる6月15日には御田植祭を執り行いますので、ぜひご出席をお願いをいたしたいというふうに思います。

繰り越し事業であります農業基盤整備事業につきましては、土地改良区が実施主体となりまして暫時工事を発注をいたしております。本年度から新たに組みました業機械再生支援事業につきましても好評でありまして、収穫の時期を前にそれぞれご活用をいただいております。

また、5月の7日から28日まで、町内13カ所におきまして町政懇談会を開催をいたしました。延べ370名の町民の皆様方にご参加をいただき、ひざを突き合わせての意見交換ができたところであります。特に、今回は特定健診事業、八火図書館及び宮原振興局建設事業並びに学校施設の耐震補強・大規模改修工事につきましてご説明をさせていただき、ご意見を賜ったところであります。その他、町政全般につきましてもご意見やご提言をいただき、大変有意義な町政懇談会であったというふうに感じております。

新聞報道等でご承知のとおり、中大野地区に太陽光発電所を建設するにあたり、去る5月31日に事業主でありますCNPVジャパン氷川太陽光発電所合同会社と立地協定を締結したところでありまして、今後工事が順調に進むことを願っているところであります。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、報告2件、承認2件、条例一部改正その他5件、平成25年度氷川町一般会計並びに特別会計補正予算3件でございます。報告第1号、第2号は先ほどそれぞれの課長からご報告を申し上げましたとおりでございます。承認第2号及び承認第3号は、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例並びに氷川町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので報告をし、承認を求めらるるものでございます。

議案第31号は、氷川町一般職の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第32号は、氷川町長等の給与の臨時特例に関する条例を制定するものでございます。

議案第33号は、氷川町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を制定するものでございます。

議案第34号は、平成25年度氷川町一般会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ7,867万5,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ61億2,942万1,000円とするものでございます。歳入の主な予算といたしまして、国庫支出金880万4,000円、県支出金1,353万9,000円、繰越金2,218万円、町債3,250万円で、歳出の主な予算は、民生費833万5,000円で、その事業の内容は保育士等処遇改善臨時特例事業補助金でございます。農林水産業費532万2,000円で、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金を計上いたしております。消防費4,140万円は、防災備蓄倉庫新築工事関連でございます。

議案第35号は、平成25年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ42万8,000円を追加をし、歳入歳出総額それぞれ19億8,181万9,000円とするものでございます。歳入の主な予算は繰越金42万8,000円で、歳出の予算の内容は国民健康保険システム改修費でございます。

議案第36号は、平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ6万1,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ13億6,428万9,000円とするものでございます。歳入の主な予算は繰入金6

万1,000円で、歳出の主な予算内容は介護保険システム改修費でございます。

議案第37号は、竜北中学校体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約を締結をするため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第38号は、宮原振興局新館改修及び本館解体工事請負契約を締結をするため、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単にご説明を申し上げましたが、具体的詳細な内容につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なご決定をいただきますようお願いを申し上げまして、ご挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（笠原良一君） これから承認第2号から議案第38号まで一括で関係課長の説明を求めます。要点を踏まえ簡潔に説明をしてください。

承認第2号、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 承認第2号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

地方税法の一部改正に伴いまして、国民健康保険税条例の一部改正を行ったものであります。なお、国民健康保険税条例の改正内容は、平成25年4月1日から施行する必要がありますが、地方税法の一部を改正する法律が3月議会閉会後の平成25年3月30日に公布されたため、町議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月30日付けで専決処分したものであります。

内容につきましては、2人世帯で1人が後期高齢者医療へ移行し、もう1人が国保に残った特定世帯となる者について、世帯別平等割額を最初の5年間、2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額する措置を講ずるものでございます。

以上で、承認第2号の説明を終わります。

○議長（笠原良一君） 次、願います。

税務課長。

○税務課長（野田俊明君） 承認第3号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

地方税法の一部改正に伴いまして、税条例の一部改正を行ったものであります。

なお、税条例の改正内容は、平成25年4月1日から施行する必要がありますが、地方税法の一部を改正する法律が3月議会閉会後に国会において成立し、改正法律が3月30日に公布されたため、町議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月30日付専決処分したものであります。

内容といたしましては、それぞれ寄附金税額の控除、固定資産税の納税義務者等及び特別土地保有税の納税義務者等、延滞金の割合等の特例、公益法人等に係る町民税の課税の特例、東日本大震災に係る被災者居住用財産の敷地に関する譲渡期限の延長特例等の規定の見直しとなっております。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

○議長（笠原良一君） 次、願います。

総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 議案第31号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

この条例は、時間外手当を計算する際、勤務1時間当たりの給与支給額に勤務時間を乗じて算出しますが、この1時間当たりの給与額を算出する際に、年間の祝日等の日数が含まれており、労働基準法の時間外、休日及び深夜の割増賃金の規定に抵触するおそれがあることから、1年間における労働時間数を算出する際に、年間の祝日等の日数を除くこととするものであります。

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

○議長（笠原良一君） 32、33までお願いします。

総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 続きまして、議案第32号、氷川町長等の給与の臨時特例に関する条例の制定について。

氷川町長等の給与の臨時特例に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における町長並びに副町長及び教育長の給与の支給額を減額するため、関係条例の特例を定めるものであります。

減額は、給与月額 \times 100分の3を乗じて出た額です。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は前条例に掲げた額であります。

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

続きまして、議案第33号、氷川町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について。

氷川町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における職員の給与の支給額を減額するため、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の特例を定めるものであります。

内容的には、月額給与2.5%の減額でありまして、期末勤勉手当、それから管理職手当については減額をしないということでございます。

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

以上です。

○議長（笠原良一君） 次、34号、お願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 議案第34号、平成25年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

1枚開けていただきまして、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,867万5,000円を追加して、61億2,942万1,000円とする補正予算でございます。

主なものについて説明させていただきます。

歳入の部、8ページをご覧ください。65、10、5、5節、総務費補助金66万4,000円は消防防災施設整備費補助金で、防災備蓄倉庫への補助金となります。70、10、10、10節、児童福祉費補助金821万7,000円は、保育士等処遇改善として人件費等への補助金です。70、10、20、5節、農業費補助金532万2,000円は、くまもと稼げる園芸産地事業として、農業設備等への補助金です。90、5、5、5節、前年度繰越金2,218万円は、歳入財源として繰越金を充てております。99、5、25、10節、合併特例債3,250万円は、防災備蓄倉庫新築に係る分です。

歳出の部、10ページをご覧ください。10、5、5目、一般管理費、19節負担金補助及び交付金、三角の613万1,000円は、氷川中の図書司書の人事交流を実施しないために負担金を削減するものです。13目、振興局費、13節、委託料395万9,000円は、国土利用計画策定業務委託料です。

なお、4ページのほうをご覧ください。債務負担行為補正としまして441万円

を計上しております。これにつきましては、25年度と26年度2カ年をかけて土地利用計画等を策定予定でございます。

次に、11ページをご覧ください。15、10、15目、保育所費、19節、負担金補助及び交付金821万7,000円は、歳入で説明いたしました保育士等の処遇改善のための補助金です。25、5、10目、農業振興費、19節、負担金補助及び交付金532万2,000円は、くまもと稼げる園芸産地として農業設備等への補助金です。

12ページをお願いいたします。35、10、15目、道路新設改良費、13節、委託料950万円は、スマートインターのランプ部分をネクスコ社に委託する分です。当初7,000万円を計上しておりましたが、詳細設計等が完了し、増額するものでございます。40、5、25目、災害対策費、15節、工事請負費3,938万6,000円は、給食センター近くに建設予定の防災備蓄倉庫の新築工事費です。

13ページをお願いいたします。45、15、5目、学校管理費、19節、負担金補助及び交付金921万3,000円は、中学校組合の負担金で、図書司書の人件費並びに武道館の耐震工事分です。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

○議長（笠原良一君） 議案35、36。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 議案第35号、平成25年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

平成25年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,181万9,000円とするものでございます。

歳出、7ページをお願いいたします。5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、13節、委託料42万8,000円につきましては、国民健康保険のシステム改修によるもので、住民票の住所表示における肩書きを表示するものです。

歳入、6ページをお願いします。45款、繰越金、5項、繰越金、10目、その他繰越金、5節、その他繰越金に歳出と同額の42万8,000円を計上しております。

以上で、議案第35号、平成25年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第36号、平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,428万9,000円とするものでございます。

歳出、7ページをお願いいたします。5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、13節、委託料6万1,000円につきましては、介護保険のシステム改修によるもので、住民票の住所表示における肩書きを表示するものです。

歳入、6ページをお願いいたします。40款、繰入金、5項、一般会計繰入金、10目、その他一般会計繰入金、5節、事務費繰入金に歳出と同額の6万1,000円を計上しております。

以上で、議案第36号、平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

○議長（笠原良一君） 37号、38号。

企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 議案第37号についてご説明いたします。

工事請負契約の締結でございます。竜北中学校体育館耐震補強・大規模改造工事について、工事請負契約を締結するために、議会の議決を求めるものです。

契約金額2億2,155万円。契約の相手方が、株式会社藤永組、代表取締役、藤永勝利です。

以上で、議案第37号について、説明を終わります。

引き続き、議案第38号についてご説明いたします。

工事請負契約の締結でございます。宮原振興局新館改修及び本館解体工事について、工事請負契約を締結するために、議会の議決を求めるものです。

契約金額1億699万5,000円。契約の相手方が、新規建設株式会社、代表取締役、規工川祐紀です。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

-----○-----

○議長（笠原良一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

-----○-----

散会 午前10時40分